

荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱

平成 1 2 年 4 月 1 日

1 2 荒保障発第 1 4 号

（助役決定）

平成 1 3 年 3 月 2 6 日一部改正

平成 2 6 年 3 月 3 1 日一部改正

（目的）

第 1 条 この事業は、重度の心身障害者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 紙おむつの購入費の助成を受けることができる者は、荒川区内に住所を有する 3 歳以上 6 5 歳未満の重度の心身障害者（児）で次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定に基づきおむつに関する一時扶助の適用を受けている者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項第 6 号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付として紙おむつの給付を受けている者及び荒川区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 4 9 年荒川区規則第 3 1 号）第 6 条に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）に入所している者は、除くものとする。

（ 1 ）身体障害者手帳 1、2 級又は愛の手帳 1、2 度を所持していること。

（ 2 ）常時ねたきり又は失禁状態のため、おむつの使用を必要としていること。

2 前項の規定にかかわらず、6 5 歳未満の時点において、紙おむつの購入費の助成を受けている者は、引き続きその助成を受けることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた者は、紙おむつの購入費の助成を受けることができる。

（紙おむつの購入費の助成）

第 3 条 区長は、紙おむつの購入費の助成を受ける者（以下「紙おむつ購入費助成対象者」という。）に対し、紙おむつ購入券（以下「購入券」という。）を支給し、紙おむつ購入費助成対象者は、区長の指定する店舗において購入券を紙おむつと引き換えるものとする。

2 購入券 1 枚当たりの額面は 2 , 0 0 0 円（消費税を含む。）とし、紙おむつ購入費助成対象者 1 人に対し月 5 枚を限度として支給する。

3 購入券は、紙おむつ購入費助成対象者の自宅、入院先等に 3 月ごとに送付する。

(おむつ代の助成)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、紙おむつ購入費助成対象者が、入院中で病院が指定するおむつ以外のものが使用できない場合又は特殊なおむつを必要とするため区長が指定する販売店で購入できない場合には、紙おむつの購入費の助成に代えておむつ代の助成をする。ただし、同一月内においては、紙おむつの購入費の助成又はおむつ代の助成のいずれか1つの方法によるものとする。

2 おむつ代の助成の限度額は、月額10,000円とする。

(費用負担)

第5条 紙おむつ購入費助成対象者は、支給された購入券の額の10パーセントに相当する額を負担するものとする。

2 おむつ代の助成を受ける者(以下「おむつ代助成対象者」という。)は、おむつ代に要した費用の額(その額が10,000円を超えたときは10,000円)の10パーセントを負担するものとする。

(申請)

第6条 紙おむつの購入費又はおむつ代の助成を受けようとする者は、荒川区重度心身障害者(児)紙おむつ購入費等助成申請書(別記第1号様式)により、区長に申請するものとする。ただし、おむつ代の助成を受けようとする者は、病院指定のおむつを使用しており、又は特殊なおむつを必要とする旨の証明書を添付しなければならない。

(決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請を受けたときはこれを調査し、助成すべきものと認めるときは、助成を決定し、紙おむつ購入費等助成決定通知書(別記第2号様式)により、助成をしないものと決定したときは、紙おむつ購入費等助成却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による助成の決定に際し、別紙の助成条件を付するものとする。

(おむつ代の請求及び支給)

第8条 おむつ代助成対象者は、毎年4月、8月及び12月に、おむつ代助成請求書(別記第4号様式)にそれぞれの前月までのおむつに要した費用を証明する書類を添付して区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、おむつ代の助成額を決定し、支給することとする。

3 おむつ代助成対象者が死亡した場合において請求すべきおむつ代があるときは、その者を介護していた親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあ

る者を含む。)が請求することができる。

- 4 前項の規定による請求をする場合は、未支払おむつ代請求書(別記第5号様式)に請求に係るおむつに要した費用を証明する書類を添付して区長に請求するものとする。
- 5 おむつ代の助成は、死亡した場合を除き、原則としておむつ代助成対象本人の銀行口座に振り込む。

(助成期間)

第9条 紙おむつの購入費又はおむつ代の助成期間は、原則として第6条の申請があった月から紙おむつ購入費助成対象者又はおむつ代助成対象者が次条に規定する助成対象資格を喪失する事由に該当した月までとする。

(助成対象資格の喪失)

第10条 紙おむつ購入費助成対象者又はおむつ代助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その助成対象としての資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 助成を辞退したとき。

(返還請求)

第11条 区長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(届出)

第12条 紙おむつ購入費助成対象者又はおむつ代助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその家族は、速やかにその旨を紙おむつ購入費等助成異動届出書(別記第6号様式)により区長に届け出なければならない。

ただし、区長が認めるときは、口頭その他の方法によって届け出ることができる。

- (1) 第10条の各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 転居し、又は転院したとき。
- (3) 紙おむつの購入費の助成をおむつ代の助成に変更したいとき、又はおむつ代の助成を紙おむつの購入費の助成に変更したいとき。

(助成の決定の変更、喪失又は取消し)

第13条 区長は、前条の規定による届出があったとき、若しくは同条各号に規定する区長に届け出るべき事実があることを確認したとき、又は偽りその他不正の手段により助成を受けた事実があることを確認したときは、速やかに助成の決定を変更し、喪

失させ、又は取り消すものとする。

- 2 区長は前項に規定する変更、喪失又は取消の措置を行った場合は、紙おむつ購入費等助成決定（変更・喪失・取消し）通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 東京都荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ等給付要綱（平成2年1荒福障発第329号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、旧要綱の規定に基づく平成11年12月から平成12年3月までの分のおむつ代の請求は、旧要綱の規定により処理することとする。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定による紙おむつ又はおむつ代の支給を受けていた者は、第2条の規定にかかわらず紙おむつの購入費又はおむつ代の助成を受けることができるものとする。
- 4 この要綱の施行の際、旧要綱の規定による紙おむつ又はおむつ代の支給を受けていた者でこの要綱の施行の日以後はこの要綱の規定による紙おむつの購入費又はおむつ代の助成を受けることとなるものの費用負担については、第5条の規定にかかわらず、4月1日現在、前年度のその者の世帯の住民税が非課税である場合は、3パーセントとする。3パーセントにする期間については、平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 届出の義務

助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその家族は速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 資格要件を喪失し、若しくは死亡し、又は助成を辞退するとき。
- (2) 転居し、又は転院したとき。
- (3) 紙おむつ購入費の助成をおむつ代の助成に変更したいとき、又はおむつ代の助成を紙おむつの購入費の助成に変更したいとき。

第2 変更及び資格喪失

区長は、第1の届出があったとき、又は届け出るべき事実があることを確認したときは、助成金（購入権）の交付の決定を変更し、又は資格を喪失させることがある。

第3 決定の取消し

区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金（購入券）の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金（購入券）の交付を受けたとき。
- (2) 購入券を他の用途に使用したとき。
- (3) 購入券を他人に譲渡したとき。
- (4) 助成金（購入券）の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第4 助成金の返還

区長は、第3の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に購入券が使用され、又は既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を求めるものとする。

第5 違約加算金及び延滞金

- 1 第4の規定により助成金の返還を命じられたときは、助成対象者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第4の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第6 関係書類の作成保管

助成対象者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなくてはならない。

別記第1号様式（第6条関係）

荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費等助成申請書

年 月 日

荒川区長 殿

住所 荒川区 丁目 番 号
 申請者
 氏名 印
 （助成対象者との続柄）

常時おむつを必要とする状態にあるので、紙おむつ購入費の助成を申請いたします。
 なお、決定に必要な範囲内において、他の福祉サービスの利用状況等の情報を利用することに同意いたします。

助成対象者	ふりがな		男・女	生年月日
	氏名			年 月 日
	住所	荒川区	丁目 番 号	電話（ ）
	障害者手帳の種別・障害の程度	・身体障害者手帳 級 ・愛の手帳 度		
	申請内容	・紙おむつ購入費助成 ・おむつ代の助成		
	他制度によるおむつ支給の有無	無・有（・生活保護・高齢者保健福祉 ・その他）		

別記第2号様式（第7条関係）

荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費等助成決定通知書

年 月 日

様

荒川区長

先に申請のありました紙おむつ購入費助成(購入費助成、おむつ代助成)については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成対象者氏名	
助成開始年月日	年 月 日
助成種目	・ 紙おむつ購入費助成 ・ おむつ代助成
購入券枚数	枚(内訳 2,000円× 枚)
購入券交付月	4月 7月 10月 1月
自己負担	別紙購入券に記載のとおり
助成条件	別紙のとおり

注意事項

- ・ 自己負担金は、紙おむつ購入の時、紙おむつ販売指定店にお支払い下さい。
- ・ 購入券では、おつりを受け取ることはできません。

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 届出の義務

助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその家族は速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 資格要件を喪失し、若しくは死亡し、又は助成を辞退するとき。
- (2) 転居し、又は転院したとき。
- (3) 紙おむつ購入費の助成をおむつ代の助成に変更したいとき、又はおむつ代の助成を紙おむつの購入費の助成に変更したいとき。

第2 変更及び資格喪失

区長は、第1の届出があったとき、又は届け出るべき事実があることを確認したときは、助成金（購入権）の交付の決定を変更し、又は資格を喪失させることがある。

第3 決定の取消し

区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金（購入券）の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金（購入券）の交付を受けたとき。
- (2) 購入券を他の用途に使用したとき。
- (3) 購入券を他人に譲渡したとき。
- (4) 助成金（購入券）の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第4 助成金の返還

区長は、第3の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に購入券が使用され、又は既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を求めるものとする。

第5 違約加算金及び延滞金

- 1 第4の規定により助成金の返還を命じられたときは、助成対象者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第4の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第6 関係書類の作成保管

助成対象者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなくてはならない。

別記第3号様式（第7条関係）

荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費等助成非該当通知書

年 月 日

_____ 様

荒川区長

先に申請のありました紙おむつ購入費助成(購入費助成、おむつ代助成)については、下記の理由により助成できませんので通知します。

記

紙おむつ購入費助成ができない理由

- 1 区内居住者でないため。
- 2 年齢条件に該当しないため。
- 3 障害の程度が助成対象でないため。
- 4 生活保護法による非保護世帯であるため。
- 5 他の制度により紙おむつ等の助成を受けているため。
- 6 施設に入所中であるため。
- 7 その他

[

]

別記第4号様式（第8条関係）

おむつ代助成請求書

対象者氏名		決定番号	
助成対象月			
自己負担割合	%	おむつ代助成金額	円

上記のとおり、紙おむつ代金の助成を請求します。

荒川区長 殿

年 月 日

住 所 荒川区 丁目 番 号

氏 名 印

審査欄は記入しないで下さい。

審査

月	実費金額	自己負担額	助成金額	月	実費金額	自己負担額	助成金額
月				月			
月				月			
月				月			
月				月			
助成決定金額						確認印	

別記第5号様式（第8条関係）

未支払おむつ代請求書

受給者	ふりがな 氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所	東京都荒川区		
	死亡した 年月日	年 月 日		
請求者	ふりがな 氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所		続柄	
	未支払金 請求額	¥ _____	未支払 期間	年 月 ~ 年 月
	振込み先 金融機関	銀行 信用金庫・組合	本店 支店	当・普 口座番号 _____

おむつ代助成の受給者が死亡したため、上記未支払分のおむつ代助成金を、上記の私の口座に振り込まれるようお願いいたします。

年 月 日

荒川区長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

審査	未支払期間	年 月 ~ 年 月	確認印
	未支払金額	円	

印欄は、記入しないでください。

別記第6号様式（第12条関係）

紙おむつ購入費等助成異動届出書

年 月 日

荒川区長 殿

住所 荒川区 丁目 番 号
 申請者
 氏名 印
 （助成対象者との続柄）

下記のとおり（紙おむつ購入費・おむつ代）助成申請の内容に異動があったので、届け出ます。

記

受給者氏名 受給者住所		荒川区 丁目 番 号
異動事項	1 住所 2 氏名 3 その他 ()	へ変更となりました。
	受給資格の 消 滅	1 荒川区外に転出した。 2 施設に入所した。(施設) 3 受給を辞退する。 4 その他受給要件に該当しなくなった。 (具体的に記入)
	異動発生日	年 月 日

別記第7号様式（第13条関係）

紙おむつ購入費等助成決定（変更・喪失・取消し）通知書

年 月 日

殿

荒川区長

下記により、（紙おむつ購入費・おむつ代）助成決定を変更し、資格を喪失させ、又は取り消します。

記

対象者氏名	
対象者住所	荒川区 丁目 番 号
決定内容	変更 ・ 資格喪失 ・ 取消し
決定年月日	年 月 日
変更内容	
資格喪失理由	1 受給者が死亡したため。 2 荒川区外に転出したため。 3 受給要件に該当しなくなったため。 4 受給を辞退したため。 5 その他 []
取消理由	